

「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」に対し提出された意見と総務省の考え方

茨城県における地上デジタルテレビジョン放送の受信環境改善

【意見募集期間：平成 25 年 5 月 31 日（金）～平成 25 年 7 月 1 日（月）】

No	提出された意見	総務省の考え方
1	民放局など、他の「かすみがうら中継局」のチャンネルは、38・40・41・46・48・50チャンネルを使用計画であるのに対し、日本放送協会の総合放送（NHK水戸総合）・「かすみがうら中継局」は、なぜ「31チャンネル」を予定しておられますのでしょうか？ 31チャンネルを使用してしまった場合、「隣接県の親局との電波干渉の懸念」が十分にあります。 例として、39、42、45、47チャンネルが空いている状況であり、計画予定の31チャンネルではなく、39、42、45、47チャンネルのいずれかに変更したほうが、よろしいと思われますが、いかがでございますでしょうか？ （個人）	事前検討した結果、周辺の局と混信が生じる可能性は低いと考えています。
2・3	昨年度、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数（53CHから62CHの10CH）は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところでありますが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者6社の移動通信のトラフィック量は年間2倍の伸び率を示しており、今後10年間で約1,000倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放	本件意見募集は、地上デジタルテレビジョン放送の受信環境の改善を目的としたものであり、いただいた御意見は、今回の意見募集における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、御意見については、今後の参考意見として承ります。

	送用周波数の縮小も例外ではないと考えます。 地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH以下に再リパック可能となるように、空いた10CH分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。この将来に向けて、まずは、43CHから52CHまでを未使用とするべきであり、具体的には、今回の意見対象である[かすみがうら]のテレビジョン放送中継局の46、48及び50CHについて、以下の周辺地域の放送チャンネルの利用状況を踏まえ、29、31、32、34、35、39及び42CHのいずれかのチャンネルに割り当て可能と考えます。 周辺地域の放送チャンネルの利用状況 ・ 関東広域圏局：16、21、22、23、24、25、26、27及び28 ・ 水戸：13、14、15、17、18、19及び20 ・ 千葉：30 ・ 日立鹿島：20、21、22、23、24、25及び26 ・ 筑波：49 ・ 八郷南：13、20、33、36、37、41及び43 { （ソフトバンクモバイル株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクBB株式会社） （Wireless City Planning株式会社）	
--	--	--